群馬県いきいき G カンパニー優良事業所表彰 実施要領

(目的)

第1条 仕事と育児・介護の両立支援、女性活躍推進や働き方改革推進に取り組む事業所を表彰し、その取組について広く事業所や県民等に周知することにより、県内事業所の両立支援の取組の推進及び誰もが働きやすい職場環境づくりの促進を目的とする。

(表彰事業所の要件)

- 第2条 次の各号のいずれにも該当する事業所とする。
 - (1) 「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」におけるゴールド認証を取得していること。
 - (2) 育児・介護と仕事の両立支援、職場における女性活躍の推進、働き方改革推進において、積極的に取組を推進し、他の模範となる優れた成果があったこと。
 - (3) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。その他、社会通念上表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、両立支援部門優秀賞、女性活躍推進部門優秀賞と働き 方改革推進部門優秀賞として、知事表彰とする。

(選考)

- 第4条 表彰事業所は、別に定める選考委員会において選考する。
 - 2 この要領に定めるもののほか、選考に必要な事項は、別に定める。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(庶務)

第6条 表彰に係る事務は、群馬県産業経済部労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成27年12月8日から施行する。
 - 附則
- この要領は、平成29年 8月31日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年12月28日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年9月15日から施行する。